

教育課程又は教員組織に関する重要な変更に対する評価結果への付記事項

| 法科大学院名 | 認証評価申請年度 | 認証評価時の認定 |
|------------|----------|----------|
| 神奈川大学法科大学院 | 平成25年度 | 適合 |

| 法科大学院基準の大項目 | 法科大学院基準の評価の視点 | 付記事項 | |
|-------------|--|---|---|
| | | <変更前> | <変更後> |
| 教員組織 | 3-1 専任教員数に関して、法令上の基準(最低必要専任教員12名、学生15人につき専任教員1名)を遵守しているか(「告示第53号」第1条第1項)。 | 専任教員は16名である。 | 専任教員は15名である。 |
| | 3-7 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、専任教員が適切に配置されているか。 | 法律基本科目の92.3%、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の30.5%は、専任教員が担当している。 | 法律基本科目の97.9%、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の38.1%は、専任教員が担当している。 |
| その他 | 入学定員 | 入学定員は25名である。 | 学生募集停止をした。 |